

議案第63号

読谷村廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

読谷村廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成20年読谷村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第6号中「もの」を「もの（廃スプリングマットレスを除く。）」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第20条関係）

区分	手数料		
村が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物並びに事業者が排出する一般廃棄物のうち、燃やせるごみ	村の指定するごみ袋1枚につき	特大	65円
		大	33円
		中	22円
		小	19円
村が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物のうち粗大ごみ（特定粗大ごみ及び特定家庭用機器廃棄物を除く。）	1個又は1束につき	大（一辺の最長が1メートル以上のもの）	600円
		小（一辺の最長が30センチメートル以上、1メートル未満のもの）	300円
村が収集し、運搬し、及び処分する一般廃棄物のうち特定粗大ごみ	1個につき	スプリング入りマットレス スプリング入りソファ ソファベッド マッサージチェア	1,500円
特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬	1個につき	1,500円	

附 則

この条例は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

令和 6 年 12 月 10 日 提出

読谷村長 石 嶺 傳 實